

茨木市特別職の職員の弔慰に関する取扱要綱

茨木市特別職の職員の弔慰に関する取扱い要綱（平成17年4月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、本市の市長、市議会議員等の特別職の職員に対する弔慰に関する取扱いについて定めるものとする。

（特別職）

第2 この要綱において「特別職の職員」とは、市長、市議会議員、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員並びに副市長、教育長、水道事業管理者及び固定資産評価員の職に、現にある者又はあった者をいう。

（弔慰の区分）

第3 特別職の職員（現に市長及び市議会議員である者は除く。）が死亡したときの弔慰は、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める弔慰とする。

（1）現に特別職である職員 弔辞、供花（盛花1基）及び香典（20,000円。非常勤職員の場合は、10,000円）

（2）特別職の職員であった者 香典（10,000円）

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、前項に規定する方法以外の方法で行うことができる。

（通知対象及び通知先）

第4 次の各号に掲げる特別職の職員が死亡したときは、関係者に通知する。

（1）現に特別職である職員

（2）特別職の職員であった者で次に掲げるもの

ア 次の職にあった者で離職後10年以内のもの

市長、市議会議員、副市長、教育長、水道事業管理者及び代表監査委員

イ 次の職にあった者で離職後5年以内のもの

監査委員（代表監査委員を除く。）、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び固定資産評価員

2 前項の通知は、次に掲げる者に対して行う。

（1）現に特別職である職員

（2）現に大阪府議会議員である者

（3）茨木市有功者

（4）その他前3号に準ずる者

（通知の方法）

第5 第4第1項の規定による通知は、葬儀・告別式、通夜式の日時、場所等必要な事項をファックス、電話等の方法により行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に助役又は収入役であった者の弔慰に関する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。